

教育標準時間（1号）認定を受けた子どもの利用者負担額

（平成 28 年度現在）

入所児童の属する世帯の階層区分		那須烏山市の 利用者負担額（月額）
区分	定義	
第1階層	生活保護世帯	0円
第2階層	市民税非課税世帯	2,500円
第3階層	(所得割額非課税世帯)	3,000円
第4階層	市民税所得割課税額 30,000円以下	8,000円
第5階層	市民税所得割課税額 48,600円以下	10,000円
第6階層	市民税所得割課税額 77,100円以下	12,000円
第7階層	市民税所得割課税額 211,200円以下	16,000円
第8階層	市民税所得割課税額 211,201円以上	21,000円

【参考】国基準

国区分	利用者負担額（月額）
1	0円
2	3,000円
3	16,100円
4	20,500円
5	25,700円

- ◆ 最年長の子どもから順に 2 人目は半額、3 人目以降については無料となる制度がありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。
- ◆ 階層区分は、4 月～8 月は前年度分の市民税、9 月～翌年 3 月は当年度分の市民税額により決定する予定ですので、8 月以前と 9 月以降で利用者負担額が異なることがあります。
- ◆ この利用者負担額(案)のほか、給食費、バス代などの実費徴収や上乘せ徴収が必要となる場合があります。